

令和4年度 山口県企業局内部統制評価報告書

このたび、「山口県企業局の内部統制に関する方針」（令和2年3月24日策定。以下「方針」という。）を定め、これに基づき整備した体制（以下「内部統制体制」という。）について、評価を行うとともに、報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

山口県公営企業管理者は、企業局の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、方針を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価の実施

企業局においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、方針及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記2による評価作業を実施した結果、企業局の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年10月30日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦